

雇児発0518第1号
平成24年5月18日

都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童手当法施行規則の一部を改正する省令の施行について

児童手当法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第84号）が本日公布され、平成24年6月1日から施行することとなったところであるが、その内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その施行に遺憾のないよう、特段の御配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に規定する技術的な助言に当たるものである。

記

1. 改正の内容

児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）により、施設の設置者等に対する児童手当の支給の対象となる施設入所等児童について、平成24年6月1日以降、児童福祉法第27条第2項の規定により同法第6条の2第3項に規定する指定医療機関に入院している児童が施設入所等児童に追加されることとなったことに伴い、児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）における施設入所等児童の範囲等の規定及び児童手当の認定請求書等の様式について所要の整備を行うこと。

2. 施行期日

本省令は、平成24年6月1日から施行すること。